

魚津市告示第178号

魚津市自衛官等募集事務に係る募集対象者情報の提供に関する  
要綱の一部改正について

魚津市自衛官等自衛官等募集事務に係る募集対象者情報の提供に関する要  
綱（令和5年魚津市告示第121号）の一部を次のように改正する。

令和6年12月17日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
<p>第1条 - 第4条 (略)  (除外申請)  第5条 (略)  2 (略)  3 申請者は、本人による申請であることを証するため、次の各号に掲げるいずれかの本人確認書類の原本を提示しなければならない。ただし、郵便等により申請をする場合は、当該本人確認書類の写しを提出しなければならない。</p> <p>(1) - (3) (略)  (4) 各種健康保険の資格確認書  (5)・(6) (略)  4 (略)  第6条 - 第10条 (略)  様式第1号(第5条関係) 【別記】  様式第2号・様式第3号 (略)</p>	<p>第1条 - 第4条 (略)  (除外申請)  第5条 (略)  2 (略)  3 申請者は、本人による申請であることを証するため、次の各号に掲げるいずれかの本人確認書類の原本を提示しなければならない。ただし、郵便等により申請をする場合は、当該本人確認書類の写しを提出しなければならない。</p> <p>(1) - (3) (略)  (4) 各種健康保険の被保険者証  (5)・(6) (略)  4 (略)  第6条 - 第10条 (略)  様式第1号(第5条関係) 【別記】  様式第2号・様式第3号 (略)</p>

【別記】

改正後

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

魚津市長 宛

除 外 申 請 書

申 請 者	住 所	〒 -
	氏 名	
	連 絡 先	
申請者の区分	1 下記の対象者本人 2 法定代理人 3 法定代理人以外の代理人	

魚津市自衛官等募集事務に係る募集対象者情報の提供に関する要綱第5条の規定に基づき年度の募集対象者情報から除外を申請します。

対 象 者	住 所	魚津市
	氏 名	フリガナ
	生年月日	年 月 日
	連 絡 先	

（備考）

- 各欄に必要な事項を記入し、該当する番号に○印をつけてください。
- 申請者の区分に応じて次の書類を提示又は提出してください。
  - 対象者本人の場合 本人確認書類（個人番号カード、旅券、運転免許証、資格確認書等）又はその写し
  - 法定代理人の場合 除外対象者の本人確認書類又はその写し、法定代理人の本人確認書類及び戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類（当該法定代理人が除外申請の対象者と同一世帯でない場合に限る。）
  - 法定代理人以外の代理人の場合 除外対象者の本人確認書類又はその写し、代理人の本人確認書類及び委任の旨を証明する書類（委任状等）
- 当該除外申請を除外申請登録者名簿に登録したときは、上記の対象者（申請者が法定代理人である場合は、当該法定代理人）に通知します。

次の欄は、記入しないでください。

受 付	本人等の確認書類等		
	対象者本人	法定代理人又は代理人	
	個人番号カード 旅券 運転免許証 資格確認書 その他（ ）	個人番号カード 旅券 運転免許証 資格確認書 その他（ ）	戸籍謄本等 住基確認 委任状等 その他（ ）

【別記】

改正前

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

魚津市長 宛

除 外 申 請 書

申 請 者	住 所	〒 -
	氏 名	
	連 絡 先	
申請者の区分	1 下記の対象者本人 2 法定代理人 3 法定代理人以外の代理人	

魚津市自衛官等募集事務に係る募集対象者情報の提供に関する要綱第5条の規定に基づき年度の募集対象者情報から除外を申請します。

対 象 者	住 所	魚津市
	氏 名	フリガナ
	生年月日	年 月 日
	連 絡 先	

（備考）

- 各欄に必要事項を記入し、該当する番号に○印をつけてください。
- 申請者の区分に応じて次の書類を提示又は提出してください。
  - 対象者本人の場合 本人確認書類（個人番号カード、旅券、運転免許証、健康保険証等）又はその写し
  - 法定代理人の場合 除外対象者の本人確認書類又はその写し、法定代理人の本人確認書類及び戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類（当該法定代理人が除外申請の対象者と同一世帯でない場合に限る。）
  - 法定代理人以外の代理人の場合 除外対象者の本人確認書類又はその写し、代理人の本人確認書類及び委任の旨を証明する書類（委任状等）
- 当該除外申請を除外申請登録者名簿に登録したときは、上記の対象者（申請者が法定代理人である場合は、当該法定代理人）に通知します。

次の欄は、記入しないでください。

受 付	本人等の確認書類等		
	対象者本人	法定代理人又は代理人	
	個人番号カード 旅券 運転免許証 健康保険証 その他（ ）	個人番号カード 旅券 運転免許証 健康保険証 その他（ ）	戸籍謄本等 住基確認 委任状等 その他（ ）

附 則

( 施行期日 )

1 この告示は、公表の日から施行する。

( 経過措置 )

2 この告示の施行の際現に各種健康保険の被保険者証の交付を受けている者が、当該被保険者証の有効期間が経過するまでの間に行う第5条に規定する手続については、なお従前の例による。